

公立大学法人滋賀県立大学学位規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 87 号

(趣旨)

第1条 この規程は公立大学法人滋賀県立大学学則第49条第2項および公立大学法人滋賀県立大学大学院学則第25条第4項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士および博士とする。

(授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本学大学院の修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。
- 4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、大学院学則第25条第3項に規定する者にも授与する。

(学位授与の申請)

第4条 前条第2項の規定による修士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に修士論文を添えて、研究科長に提出しなければならない。

- 2 前条第3項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に博士論文、博士論文の要旨、論文目録および履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。
- 3 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得しつつ、必要な研究指導を受けた後退学した者については、退学後3年以内に限り、前項の規定を準用する。この場合において、同項に規定する書類のほか、単位修得証明書および研究指導認定書を添え、当該者が在学していた研究科の研究科長に提出するものとする。
- 4 前条第4項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、第2項に規定する書類に学位論文審査手数料を添えて、研究科長を経由して学長に提出しなければならない。

(学位論文)

第5条 修士論文または博士論文（以下「学位論文」という。）は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の訳本、学位論文の内容に関連のある模型、標本および参考資料等を提出させることができる。
- 3 受理した学位論文および学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位論文の付託)

第6条 第4条に規定する学位申請書を受理したときは、研究科長または学長は、その審査を研究科会議に付託するものとする。

(学位論文の審査)

第7条 学位論文の審査は、研究科会議において審査委員会を設けて行う。

- 2 審査委員会は、研究科会議を構成する教授3人以上の委員で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究科会議が必要と認めたときは、2人以内に限り、本学大学院の教授、准教授、講師および助教をもって委員に充てることができる。
- 4 前2項に規定する者のほか、研究科会議が必要と認めたときは、他の大学の大学院または研究所等の教員等を委員として加えることができる。

(最終試験)

第8条 最終試験（第3条第4項の規定による学位の授与を申請した者にあっては、試験をいう。以下同じ。）は、審査委員会が学位論文および当該論文に関する事項について、口頭または筆記により行う。

(学力の確認)

第9条 第3条第4項の規定による学位の授与を申請した者については、審査委員会が論文審査および最終試験に併せて、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を行うものとする。

- 2 学力の確認は、学位論文に関する専門分野および外国語について、口頭および筆記により行うものとする。ただし、研究科会議において必要と認める場合は、他の方法によることができる。

(審査期間)

第10条 修士論文の審査および最終試験の時期は、申請書受理後1月以内とし、博士論文の審査および最終試験ならびに学力の確認は、申請書受理後1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科会議の議を経て、期間を定めて延長することができる。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員会は学位論文の審査および最終試験ならびに学力の確認を終了したときは、論文内容および審査結果の要旨ならびに最終試験の結果ならびに学力の確認の結果を研究科会議に報告しなければならない。

(審査結果の議決)

第12条 研究科会議は、前条の報告に基づき、学位授与の合否について、議決する。

- 2 前項の議決は、研究科会議の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第13条 研究科長は、研究科会議が前条第1項の議決を行ったときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(学位授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士または博士の学位を授与すると決定された者には学位記を交付して学位を授与し、修士または博士の学位を授与しないと決定された者にはその旨を通知する。

(専攻分野等の名称)

第15条 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称および英文による学位の名称は、次のとおりとする。

学位の別	学部および研究科の名称	専攻分野の名称	英文による学位の名称
学士	環境科学部	環境科学	Bachelor of Environmental Science
	工学部	工学	Bachelor of Engineering
	人間文化学部	人間文化学	Bachelor of Human Cultures
	人間看護学部	看護学	Bachelor of Nursing
修士	環境科学研究科	環境科学	Master of Environmental Science
	工学研究科	工学	Master of Engineering
	人間文化学研究科	人間文化学	Master of Human Cultures
	人間看護学研究科	看護学	Master of Nursing
博士	環境科学研究科	環境科学	Doctor of Environmental Science
		学術	Doctor of Philosophy
	工学研究科	工学	Doctor of Engineering
	人間文化学研究科	人間文化学	Doctor of Human Cultures
		学術	Doctor of Philosophy

(学位の名称)

第16条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「滋賀県立大学」と付記する。

(学位授与の取消)

第17条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または、その名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学士の学位については教授会の議を経て、修士および博士の学位については研究科会議の議を経て、学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項に規定する議決は、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別記様式第1号、様式第2号、様式第3号および様式第4号のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る学位論文の内容の要旨および学位論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。この場合において、本学は、その学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により学位論文または学位論文の内容を要約したものを作成する場合は、本学審査学位論文またはその要約である旨を明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人滋賀県立大学学位規程（以下「新学位

規程」という。) 第19条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新学位規程第20条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。